

令和8年3月4日

お客さま各位

湘南信用金庫

### 住宅ローン契約規定の改定について

平素は湘南信用金庫をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

当金庫は、「湘南しんきん電子契約サービス」の取扱い開始に伴い、住宅ローン契約規定を改定し、電子契約に関する条項を追加しましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 適用日

令和8年3月4日

##### 2. 改定した契約規定

- (1) 年2回変動金利型住宅ローン「ローン契約規定」
- (2) 3・5・10年固定金利型住宅ローン「ローン契約規定」

##### 3. 変更内容

以下の条項を追加します

#### 第23条（電子契約による締結と効力）

- 1. この契約を電子契約により締結する場合、署名・捺印は電子署名をもって行います。
- 2. この契約書に記載の署名・捺印欄の数や形式にかかわらず、電子契約システムにより記録された署名者を、この契約の借主、保証人等の地位にある者とみなします。
- 3. この契約と同時に電子契約システムを通じて締結される、この契約に付随する契約についても本契約条項を同様に適用するものとし、この契約と同時に効力を生じるものとしします。
- 4. 当金庫は借主または保証人が電子契約規約の内容に違反したことを事由に生じた損害について、責任を負わないものとしします。
- 5. 債権譲渡等により、この契約による債務が第三者に移転した場合においても、当金庫が本電子契約ファイルを継続保持することに同意するものとしします。
- 6. 前各項の他、湘南しんきん電子契約サービス利用規約に従うものとしします。

以上

